

荒川区立尾久宮前小学校「いじめ防止基本方針」 令和6年3月改訂

1. いじめに対する基本方針

心理的・物理的に影響を与える行為（インターネットを通じて行われる行為も含む）で、当該児童が苦痛を感じているものを「いじめ」と判断する。それにより児童の健全な成長に影響を及ぼす深刻な人権問題が発生した場合、あるいは予想される場合、学校は「見逃さない観察」「手遅れのない対応」「心の通った指導」を徹底し、「いじめ」を許さない学校づくりを推進する。

「いじめ防止対策委員会・校内委員会」を設置し、本校のいじめ防止対策推進の基本的な方向を記す。

2. 学校におけるいじめの防止

①授業改善

- ・分かる授業、学ぶ楽しさを実感できる授業の実施
- ・規律ある授業の実施
- ・言語活動の充実
- ・少人数指導等、学習内容や学習形態の工夫

②道徳教育の充実

- ・よりよい生活や人間関係を築こうとする態度を養える、意図的計画的な授業
- ・「生命の大切さ」「思いやり」を具体的に取り上げ、人権を理解する学習

③体験活動の充実

- ・学校行事（宿泊行事を含む）を通しての人間関係作り
- ・総合的な学習の時間や生活科理科等を通して、生命を尊重する態度を養う

④児童の自主的活動

- ・いじめ防止対策啓発週間を「ふれあい月間」に設定
- ・「縦割り班活動」の充実

⑤荒川区SNSルールを活用した、ネットリテラシーの授業を行い、情報モラル教育を行う

⑥SOS出し方講座や生命の安全教育等を行い、児童のいじめ等の困難状況を乗り越えられるような教育の充実を図る。

3. いじめの早期発見

- ふれあい月間に行ういじめに関するアンケート調査、「長期休業明けの児童生徒の生活実態に関する調査」等を実施し、児童からの情報を収集し、早期発見に努める。
- 毎週、生活指導夕会で教職員から情報を収集し、児童についての情報交換を行う。
- 全児童に対して、SCやSSW等の教職員や保護者以外にも相談できる人がいることを知らせる。

4. いじめに対する措置

- 年度当初に全教職員に対して本校のいじめ防止基本方針についての研修を行う。
- いじめ防止基本方針やいじめの定義について保護者会や学校だよりなどを活用し保護者・地域に対して周知していく。
- いじめの訴えがあった場合速やかに管理職に報告し対応する。(学級担任等だけの判断で対応しない。)

5. いじめ防止等の対策のための組織

いじめ防止対策委員会メンバー

校長・副校長・主幹・養護教諭・学年主任

※場合に応じてスクールカウンセラーが入り、

PTA会長・学校評議員に相談・報告することもある(守秘義務の遵守)

- いじめの疑いがある事案や児童の問題行動等に関する情報収集と記録、共有化を図り早期対応と共通対応ができる体制作りをする。
- いじめの疑いがある情報を得た際には、速やかに本委員会を開催し、情報の共有、関係児童への正確な事実確認、指導や支援の体制、対応方針の決定、保護者への連携、教育委員会への報告を行う。
- いじめに関する情報を得た場合、集約窓口となり、必要に応じて会を開催する。

6. いじめの早期発見・早期対応のための年間計画

月	
4	<ul style="list-style-type: none"> ・イキイキ週間実施 ・生活指導全体会 ・研修会(いじめに関する共通理解を図る)
5	<ul style="list-style-type: none"> ・校内委員会
6	ふれあい月間 (生活・学習アンケート) アンケート結果を受けて→いじめ防止対策委員会 ・校内委員会
7	いじめ・校内委員会
9	<ul style="list-style-type: none"> ・イキイキ週間実施 <u>長期休業明けの児童生徒の生活実態に関する調査</u>
10	<ul style="list-style-type: none"> ・校内委員会
11	ふれあい月間 (生活・学習アンケート) アンケート結果を受けて→いじめ防止対策委員会 ・校内委員会
12	学校評価アンケート実施
1	<ul style="list-style-type: none"> ・イキイキ週間実施 <u>長期休業明けの児童生徒の生活実態に関する調査</u>
2	ふれあい月間 (生活・学習アンケート) アンケート結果を受けて→いじめ防止対策委員会 ・校内委員会
3	<ul style="list-style-type: none"> ・いじめ・校内委員会